

# 奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱

## 第1 目的

この要綱は、「奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第12号。以下「条例」という。）に定める基準等の趣旨及びその運用について、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日老発第307号厚生労働省老人保健福祉局長通知。以下「解釈通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 一般的事項

### 1 職員の資格要件（条例第5条）

条例第5条第2項に規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、解釈通知第1の4の規定にかかわらず、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、福祉・医療・保健のいずれかの分野において2年以上相談業務に従事し、かつ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等の能力を有すると管理者が認める者とする。

### 2 記録の整備（条例第9条）

条例第9条第3項第1号の知事が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- ① 勤務形態一覧表、勤務簿、タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- ② 特定施設サービス計画
- ③ フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況、特記事項が記載された記録
- ④ 介護給付費明細書
- ⑤ 利用者負担分に係る領収関係書類
- ⑥ 加算の算定要件を基礎付ける記録その他請求内容を基礎づける記録
- ⑦ 身体拘束等の態様及び時間等の記録
- ⑧ その他請求内容の基礎となる記録

### 3 報告（条例第10条）

条例第10条の知事が別に定めるところは、次に掲げるものとする。

- ① 施設状況報告書
- ② その他知事が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報の調査

### 第3 規模及び設備に関する事項

条例第12条第6項は、木が有する効用及び性質が利用者へのサービス提供等に有効であることから、木材の利用に配慮することとしたものである。

### 第4 処遇に関する事項

#### 1 入所者の処遇に関する計画（条例第16条）

養護老人ホームにおいて作成する処遇計画は、入所者が介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

#### 2 食事（条例第18条）

条例第18条第2項は、解釈通知第5の4（1）の規定にかかわらず、入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

なお、規則的な食事が、単なる栄養の摂取のみにとどまらず生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、利用者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、利用者の食べる意欲の維持及び向上に努めることとしたものであること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

#### 3 勤務体制の確保等（条例第24条）

条例第24条第5項は、従業者がやり甲斐を感じ続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものである。

#### 4 衛生管理等（条例第25条）

養護老人ホームにおいて整備する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針には、解釈通知第5の11（2）②に定めるもののほか、感染対策委員会の構成員及び開催頻度を規定するものとする。

#### 5 事故発生時の対応（条例第30条）

養護老人ホームにおいて整備する事故発生の防止のための指針には、解釈通知第5の16（1）に定めるもののほか、介護事故防止のための委員会の構成員及び開催頻度を規定するものとする。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。